

被扶養者の認定に必要な証明書等

(注)．この手続きは概要です。ご不明な点・詳細については健康保険組合にお問合せ下さい。(TEL: 06-6552-6890)

1. 提出期限と被扶養者認定日

提出期限：5日以内に、事業所担当部署経由で、健保組合に提出（健保組合の受付は、随時行なっています。）

認定日：出産の場合は出生の日、その他の場合は健保組合で届を受理し、被扶養者としての資格があると確認した日

(その他の場合の認定日は、健保組合で必要書類の全てを受理した日になります。ただし、該当書類の発行が遅れるなどの理由で提出が遅れる場合は、必ずその旨お伝えください。)

(注)．提出が遅れたり、書類に不備があると認定が遅れます。

出生以外で加入される場合は、当健保組合の被扶養者として認定されるまでは、現在の保険を継続して、無保険にならないようにご注意ください。お急ぎの場合は、当健保組合に連絡して下さい。

2. 被扶養者認定の範囲と認定に必要な証明書等

届出・申請・申込書、証明書类等 	
---	--

- 雇用保険の失業給付金の受給資格があるが、給付を受けない場合は、健保組合が被保険者または被扶養者認定対象者に受給を確認します。
(この場合、離職票第1及び2を健保組合が預かることがあります。但し、提出を拒否される場合は、定期的に健康保険組合にて確認させていただきます。)
妊娠、出産、育児、病気、けが等のやむを得ない事情で雇用保険の受給期間を延長した場合は、「失業保険受給期間延長通知書」を添付して下さい。
失業給付金の受給が開始された場合は、受給額により被扶養者資格を喪失する場合がありますので、ご確認下さい。
- この他の証明書の提出をお願いすることもあります。